



神戸市2歳定期預かり事業のご案内

(2019年5月現在)

この制度は、家庭において必要な保育を受けることが困難な2歳児を神戸市内の幼稚園で月曜日から金曜日までお預かりすることにより、保育支援を図るものです。

1. 実施園

園名	住所	電話番号
光の園幼稚園	東灘区岡本 1-14-12	078-452-4848
神戸女子大学附属高倉台幼稚園	須磨区高倉台 4-2	078-734-1767

2. 保育時間

施設が設定する開所時間のうち、8時間以上

※原則、開所時間のうち、保育に欠ける時間のみとなります。

3. 対象児童

家庭において必要な保育を受けることが困難な2歳児

※ 神戸市で「子どものための教育・保育給付支給認定」における3号認定を受けていることが必要です。

4. 利用方法

- 利用申し込みは直接実施園にお問い合わせください。
 - ※ 利用にあたり、各園で定める利用料が必要となります。
- 「子どものための教育・保育給付支給認定」における3号認定を受けるには、住所地の区役所のこども福祉係に対し、支給認定申請を行ってください。
 - ※ 支給認定開始希望日の前々月末までに認定申請を行ってください。
 - ※ 認定申請には、家庭での保育が困難であることを証明するための資料や、所得に関する証明書類が必要となります（詳しくは裏面をご確認ください）。
 - ※ こども福祉係において、認定にかかる審査を行い、認定された場合には、支給認定通知書をお送りします。（支給認定通知書は実施園に利用申し込みをする際に必要となります。）

5. その他留意事項

- 実施園の受入人数には限りがあります。
- 支給認定期間に該当しない期間は、本制度をご利用いただけません。
 - ※ ご利用途中で、支給認定期間が終了する場合、認定期間終了と同時に本制度のご利用を終了していただくこととなります。
- 原則、長期休業（夏休み等の長いお休み）はございませんが、お盆期間や年末年始など、閉園日を設定することがあるため、ご利用前に実施園によくご確認ください。

制度に関するお問い合わせは

神戸市こども家庭局子育て支援部事業課 (Tel(代):078-331-8181(内:4861)) まで

保育が困難であることを証明する書類一覧

保育を必要とする事由（父母それぞれ）		必要書類・添付書類
就労	雇用主がある 〔会社員・公務員・パート ・派遣社員等〕	勤務（内定）証明書★ ※月64時間以上の就労であることが必要です。
	自営業の方（自営手伝いを含む）	就労状況申告書★、タイムスケジュール★
	内職の方	就労状況申告書兼証明書（内職用）★ タイムスケジュール★
妊娠・出産（産前産後各8週の期間内）		母子健康手帳の①交付日、②分娩（出産）予定日、③受診実績の記載されているページのコピー
保護者の 疾病・障がい	疾病の方	利用・継続に関する申立書★ 診断書又は医師の意見書（就労や育児の困難な状況について証明）
	障がいの方	利用・継続に関する申立書★ 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳等のコピー
親族の介護・看護		介護・看護状況申告書★、タイムスケジュール★ （介護の場合）障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー （施設通所付添の場合）在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
災害復旧		利用・継続に関する申立書★、り災証明書
求職活動	就労内定の方	上記「就労」欄の書類
	求職活動中の方	誓約書兼求職活動報告書★ 月64時間に満たない就労実績がある場合は、加えて上記「就労」欄の書類
就学		在学証明書兼申告書★、タイムスケジュール★

※★マークの様式は、神戸市のHPよりダウンロードしていただけます。

※原則、証明書類は発行日から3ヵ月以内のものが必要です。

（4月の申込み手続きには9月以降に発行された証明書類が必要になります。）

※ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要です。



〔神戸市HP〕

所得証明関係書類

書類の必要な方（父母それぞれ）	必要書類
神戸市内で課税されている	特に必要ありません
神戸市外で課税されている	「市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書」 （課税額の詳細がわかるもの ※市町村によって名称が異なります）
海外所得がある	海外での収入がわかる書類 ※必ず日本語訳を添付してください。 （様式は区子ども家庭支援課等にもあります。）
市民税が未申告である 〔※配偶者の扶養に入っている 方（配偶者控除の対象者）は 除きます。〕	市町村へ申告の上、「市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書」 ※ただし、合計所得金額が35万円以下の場合に限り、収入申告書★ でも可。

※認定期間が4月～8月：前年度の市民税額にかかる証明が必要です。

※認定期間が9月～3月：当該年度の市民税額にかかる証明が必要です。

支給認定に関するお問い合わせは 各区子ども家庭支援課子ども福祉係 まで